

皆様の出会いのきっかけづくりをサポートします！

西会津町では、結婚を希望する独身男女の皆様の出会いのきっかけづくりのための経費を補助します。

西会津町

結婚活動支援補助金



申請期間 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)まで **※必着**

①メールによる申請

※右下の町役場ウェブサイトから必要書式をダウンロードし作成のうえ、メールにてデータで申請ください。

申請方法

②郵送による申請

※右下の町役場ウェブサイトから必要書式をダウンロードし記入、又はチラシに添付されている交付申請書兼請求書に必要事項をご記入のうえ郵送にてご提出ください(福祉介護課窓口へ直接ご持参いただいても結構です)

①はぴ福なび 登録利用料補助

ふくしま結婚・子育て応援センターが運営する「はぴ福なび」に会員登録し利用する際にかかる登録料(10,000円/2年間)を全額補助するものです。
※「はぴ福なび」の詳細は裏面をご覧ください

補助内容

②民間結婚相談所 登録利用料補助

「一般社団法人日本結婚相手紹介サービス協議会」に加盟する民間結婚相談所に登録し利用する際の費用(旅費、宿泊費、手数料、通信費、食糧費を除く)のうち、2分の1(上限額20万円)を補助するものです。
※「一般社団法人日本結婚相手紹介サービス協議会」の詳細は裏面をご覧ください



ご不明な点などございましたら、以下窓口にお問い合わせのうえ申請してください。

申請窓口 問合せ先

〒969-4402 耶麻郡西会津町尾野本字新森野53
西会津町子育て支援センター
TEL:0241-45-4332
MAIL:fukushi@town.nishiaizu.fukushima.jp



町役場
ウェブ
サイト

裏面もご覧ください

補助金の交付には以下すべての条件に該当している必要があります。

必要条件

- ①西会津町内に住所を有する、20歳以上の独身の方
- ②令和6年4月1日から、令和7年3月31日の間に「はぴ福なび」又は「一般社団法人日本結婚相手紹介サービス協議会」に加入している結婚相談所に会員登録し、補助金申請日時時点で退会していない方(本人に限る)
- ③当該年度中に、この補助金の交付を受けたことがない方
- ④町税及びその他使用料等の滞納がない方
- ⑤町が実施する実態調査へのご協力がいただける方

補助金の申請に際しては以下全ての書類の提出をお願いします。

提出書類

- ①西会津町結婚活動支援利用登録料補助金申請書兼請求書
- ②申請者本人の身分証明書の写し
- ③「はぴ福なび」又は「一般社団法人日本結婚相手紹介サービス協議会」に加入している結婚相談所の登録、利用にかかる経費の領収書の写し



「はぴ福なび」はふくしま結婚・子育て応援センターが運営する、結婚を真剣に考える男女の出会いを応援するオンライン型のマッチングシステムです。

QRコードからもアクセスいただけます

「はぴ福なび」に関する詳細、お問合せは

はぴ福なび

検索



運営：ふくしま結婚・子育て応援センター TEL：0245-44-0070

毎週火曜日～土曜日午前8時30分～午後5時(年末年始除く)

<https://hapifukunavi.jp/hapifuku/>



国内で結婚相手紹介サービス業を営む民間企業から成る協議会です。

以下のような民間企業が加盟しています。

最新の加盟状況はホームページでご確認ください。

<https://www.jmic.gr.jp/index.html>



QRコードからもアクセスいただけます